こんにちは。税務課です。

●問合せ　市民税係　☎0256−72−8266　資産税係　☎0256−72−8274

都市計画税についてのお話です

都市計画法による都市計画区域になり、さらに市街化区域に指定されると、「都市計画税」が課されます。今回は、その都市計画税についてのお話です。

Q 都市計画区域に指定されると、その地域はすべて都市計画税が課されるのですか。

A いいえ。都市計画法による都市計画区域のうち、「市街化区域」に指定された地域にのみ都市計画税が課されます。お持ちの資産が市街化区域、市街化調整区域のどちらにあるのか、確認が必要です。

Q 都市計画税の課税対象となる資産は何ですか。

A 市街化区域にある土地と家屋が課税対象です。

Q 税率や税額の計算方法を教えてください。

A 都市計画税の税率は0.28パーセントです。固定資産税の税率が1.4パーセントですから、そのちょうど５分の１の税率になります。

■税額の計算方法
課税標準額×税率（0.28パーセント）＝税額

Q 都市計画税の納税通知書は、固定資産税と一緒ですか。

A はい。納税通知書は、「固定資産税・都市計画税納税通知書」として発行します。税額の計算欄は２段あり、合計した税額が記入してあります。
また、固定資産税と都市計画税は、同じ方が納税義務者（納める方）になり、固定資産税と同じ４期に分けて納付いただくことになります。

詳しくは、区役所税務課に問合せください。

区バス<中之口ルート>　4月1日から運行内容を一部変更

利用実績などに基づき、運行内容を一部変更します。

■便　数　７便／日に減便（現在10便／日）
（巻駅前行き…３便、新飯田橋行き…４便）

■運行ルート
巻駅前行きのうち、２つの便を東六区中央まで運行
※新飯田橋行きは「神明町」を経由する現在のルートと変更ありません。

■運賃・各停留所の時刻表
運行ルート変更に伴う運賃や各停留所の時刻表については、路線図とともに次号の本紙３月15日号でお知らせします。

■問合せ　西蒲区役所政策企画課　企画係
☎0256-72-8156

公民館からのお知らせ

巻地区公民館
申込み・問合せ ☎0256－72－3329

超初心者　コンパクトカメラ入門（第3回）

カメラの機能や基本操作を学び、実際に撮影をしてみましょう。

と　　き　３月18日（水）午後７時～９時
と こ ろ　巻地区公民館　実習室（２階）
対　　象　18歳以上の方（先着6人・高校生は除く）
参 加 費　無　料
持 ち 物　コンパクトカメラ、取扱説明書
申込期限　３月16日（月）

北地区公民館
申込み・問合せ ☎025－387－1761

「歴史文化研究会」公開学習会 戦国時代の揚北～伝承から見た「天地人」の世界～

と　　き　３月19日（木）午後１時30分～３時30分
と こ ろ　北地区公民館　講座室（２階）
（北区松浜１－７－１）
定　　員　先着50人
参 加 費　無　料
講　　師　新発田郷土研究会理事・新潟県民俗学会理事
鈴木秋彦さん